

生活保護問題対策全国会議代表幹事 尾藤廣喜 (びとう ひろき)

今月のテーマ

「いのちのとりで裁判」は何をめざしているのか —名古屋地裁判決の根本的誤り

「いのちのとりで」となる大切な制度が大幅に引き下げられた

生活保護制度は、誰でも、いつでも、生活に困ったときに「権利」として利用でき、まさに「いのちのとりで」となる制度です。障害のあるなかまたちには、働いても十分な収入がない人が多く、年間所得が200万円以下のなかまは53%をこえると言われてしています。このため、多くのなかまたちが生活保護制度を利用しています。

ところが、厚生労働大臣は、2013年から15年にかけて、生活保護費のうち、食費や光熱費に充てる「生活扶助費」を平均6.5%、最大10%引き下げたのです。金額では670億円にもなります。そして、このうち580億円の引き下げ分は、08年から11年までの間の物価の下落を考えたものであるとしています。このような大幅な引き下げは、現在の生活保護制度ができて以来最大のものです。

厚生労働大臣がこの引き下げを決定したのは、13年1月ですが、その直前の12年12月に、保護費の10%引き下げを公約にして自民党が総選挙を闘い、政権に復帰しています。その結果と引き下げが単なる偶然であるとは到底考えられせん。

これに対して、「大幅な引き下げでは生活で

きない」として、生活保護制度利用者のうち、3年間で約2万5000人の人が行政への不服申立てをし、その後、1000人余りの人が全国29の裁判所に引き下げ処分の取り消しと損害賠償を求めて、裁判を起こしています。これは、前例のない数での申立てと裁判であり、まさに「前例のない引き下げには、前例のない闘い(裁判)を」というのが当事者の思いです。

なぜ、「引き下げ」が違法なのか

私たちがこの「大幅な引き下げ」が違法であるとしている第1の理由は、自民党の公約として先に引き下げの結論が出され、これに沿った形で引き下げられるというやり方が許されるのかということです。本来、生活保護基準は、憲法25条の定めと生活保護法8条に基づいて「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」ものでなければならず、また、「最低限度の生活の需要を満たすに十分であって、且つ、これをこえないものでなければならない」とされています。ですから、「最低限度の生活」の内容の保障が十分かどうか検討されていないのに、先に引き下げの結論だけが決まっているということ自体がおかしいのです。

第2の理由は、580億円もの引き下げの理由となっている、08年から11年までの間に



2020年6月26日。名古屋地裁判決を受けて緊急院内集会が行われた

4.78%もの「物価の下落」が本当にあったのかという問題です。もともと物価の下落は総務省統計局が使用している「消費者物価指数(CPI)」を使って議論するのが通常で、これによれば、この3年間の下落率は2.26%であり、4.78%というのはまったく異常な下げ幅です。厚生労働省はその理由について、厚労省が独自に「生活扶助相当CPI」を作成し、その結果によるものだとしています。しかし、これは、通常では使わない下落率が意図的に大きな計算方式をあえて採ったこと、また、生活保護世帯があまり買わない家電製品やパソコンなどの物価下落率をあえて大きく加算するなど「物価偽装」ともいえるべき異常な計算方法が使われていることによるものと考えられます。

また、第3の理由は、生活保護基準のあり方を検討した基準部会では、まったく物価の下落率を計算に入れるとの議論すらしていないにもかかわらず、厚労省の事務当局の判断で物価の下落が取り入れられ、基準が引き下げられているということです。

名古屋地裁の判決は

2020年(令和2年)6月25日、全国29の裁判所のトップを切って名古屋地方裁判所の判決が言い渡されました。ところが、この判決

では、「最低限度の生活」の基準の判断は厚生労働大臣の裁量に全て任されている、生活保護法8条の要件を考えなくて、基準部会の検討を経ずに基準を決定しても問題がないなど、憲法も法律も無視した最悪の判決でした。

とりわけ、この引き下げが自民党の政策の影響を受けた可能性を認めただけで、これが国民感情や財政事情を考慮したものであり、問題がないとしたこと、「物価の下落」の計算方法をどうするかについても、厚生労働大臣の裁量に委ねられているものであり直ちに不合理なものとは言えないとしたことは、「司法」の役割を放棄したものとして到底認めることはできません。

当然のことながら、この判決については、全国の原告、支援者、代理人弁護士はもちろん社会福祉の専門家団体や多くのマスコミからも厳しい批判が寄せられています。

今、新型コロナ禍で生活の困窮が急速に広がっており、生活保護制度はますます重要になっています。名古屋の判決については控訴しましたし、他の28地裁の裁判はこれから判決を迎えます。「いのちのとりで裁判」への支援をさらに広げ、だれもがあたりまえに自分らしく生きるために、生活保護制度をもっと充実し、身近なものにするため、ともに行動しましょう。